

**事業報告等と有価証券報告書の一体的開示に向けた検討状況
(中間報告)**

**平成 2 9 年 1 1 月 1 6 日
内閣官房日本経済再生総合事務局**

1. これまでの経緯

- 昨年の秋口から年末にかけて、対話に積極的な民間企業7社の協力を得て、**当該企業の実際の開示に基づく、事業報告等と有価証券報告書の対照表を作成・分析**。当該対照表やその分析等を踏まえ、内閣官房及び関係省庁（金融庁、法務省、経済産業省）の間で、一体的開示に係る検討を実施。
- 今夏以降、これらの企業に加え、**経済団体や投資家等の意見も踏まえつつ**、本年中の成案に向けて、内閣官房及び関係省庁の間で、**目指すべき開示の共通化の方向性や共通化すべき具体的な項目等について、事務的に検討を行っているところ**。

【参考】未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

③企業の情報開示、会計・監査の質の向上

ア) 企業による情報開示の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る。

2. 残された論点

- 現在、本年中の成案に向けて、個々の項目・内容ごとに、企業側の負担軽減と投資家側のニーズ・利便性を勘案し、共通化の是非や共通化の方法について検討中。
- 検討にあたっては、以下の論点をクリアする必要。

【論点1：共通化する項目・内容】

- 本年中にどの項目・内容について成案を得るか。
 - ① 現行の開示内容の見直しを行わない範囲で項目・内容の共通化が可能なもの
 - 例) ● 用語の共通化(例:「従業員」(有報)と「使用人」(事業報告)、「役名」・「職名」(有報)と「地位」・「担当」(事業報告))
 - 有報の「事業の内容」と「関係会社の状況」の項目中、関係会社の「名称」と「事業の内容」が重複しているため、片方のみの記載で足りるとしてはどうか。(重複開示の解消)
 - ② 項目・内容の共通化だけではなく、合理化も含むもの
 - 例) ● 「主要な設備の状況」(有報)と「営業所及び工場」(事業報告)における記載内容(設備の内容、設備の種類別の簿価及び面積、事業所別の従業員数等)は、産業特性(例:IT産業)によって、一部を任意化してはどうか。
 - 「株価の推移」(有報)は外部で開示されている情報であり、有報における開示は不要ではないか。

【論点2：共通化のための手段】

- 産業界からは、法的な安定性を求める声がある中、「共通化」を担保するための手段として、
 - ① 法令の改正
 - ② 金融庁・法務省による公定解釈・ガイドラインの公表
 - ③ 民間ひな形の修正をどのような形で組み合わせるべきか。

3. 産業界から寄せられた主な意見

【総論】

- 事業報告と有価証券報告書の個別記載項目の記載内容を共通化しつつ、できるだけ簡潔なものとするべき。特に、開示内容の見直しを伴わない項目（重複開示の解消、用語の統一等）は、早急に見直しを進めるべき。
- ベンチャー企業等は、バックオフィス業務に所定の人員を当てる余裕が必ずしも十分でない。複数の同様の書類作成を求められることなく効率化すれば、生産性向上や経済成長に資する成長分野への人員投資ができる。
- 最終的には事業報告と有価証券報告書を一組の開示書類として統合されることが、投資家側の利便性を向上させ、企業側の業務負荷軽減に資する。
- 安易に、大きい開示に小さい開示を合わせるような対応はとるべきでない。

【各論】

- 重複開示は不要とし、異なる開示媒体の参照を認めるべき。
- 全般的に連結中心になる中で、単体情報を開示する必要性は薄いのではないか。
- 従業員については、年齢・勤続年数、年間給与、臨時従業員の雇用人数等まで一律に出す必要があるのか。記載は任意とすべきではないか。
- 株主や主要な設備の状況について住所や詳細の開示まで必要か。詳細については、開示項目を特定するのではなく、各社が事業形態に応じて説明すればよいのではないか。
- 株価の推移は、企業が持つ数字ではなく外部（東証等）の開示情報。企業に開示させるべきか。
- 役員の状況とコーポレート・ガバナンスの状況を統合できないか。

4. 投資家から寄せられた主な意見

【総論】

- 議論の基軸は、対話促進による企業価値の創造。開示が後退したと見られないように注意すべき。
- 共通化・一本化には賛成。用語の共通化等も、開示の質を落とさない前提で進めるべき。
- 企業は、投資家が株主総会前に十分な情報を得られるよう、有価証券報告書の株主総会前提出に向けてより一層努力すべき。
- 上場していてもアナリストがカバーしていない中小型株も多く、投資家保護の観点からも、法定開示で十分な情報開示を担保してほしい。
- 事業報告は議決権行使のため、有価証券報告書は中長期的な企業価値の向上や日々の対話促進のためのものであり、それぞれの目的の違いを念頭に置いた上で共通化の議論をするべき。
- 時系列的にも、業界内の比較でも、所定の様式に同様に記載されていることが重要。

【各論】

- 参照方式も一案だが、有価証券報告書の比較可能性、包括性も大事。紙媒体を使用することもある。他方、電子化が進み検索が容易になることで参照がしやすくなる。
- 基本的に連結中心だが、単体の情報も重要。例えば、現金がどの国の子会社に帰属しているかによって、状況が異なる場合など。
- 企業の情報の中で、ヒトに関する開示情報はむしろ充実させることが必要。
- 主要な設備の住所については、災害時のサプライチェーンを確認したり、粉飾決算のチェックのために、企業を特定する際に必要。
- 株価については、株価そのものではなく、経営者がどのように捉えているかをむしろ知りたい。
- 項目の統合・任意化をする際には、一つ一つの記載が粗くならないか、情報が落ちないか心配。